

<議決事項>

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則の改正について

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則を下記により改正する。

記

別添のとおり、交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則を改正する。

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則

(小委員会の設置)

第1条 部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属するべき委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)は、鉄道部会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

(小委員会の委員長)

第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

- 2 小委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
- 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を部会長に報告するものとする。

(準用規定)

第4条 鉄道部会の議事の手続きその他鉄道部会の運営については、交通政策審議会運営規則(以下「運営規則」という。)第2条から第7条及び第9条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「鉄道部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 小委員会の議事の手続きその他小委員会の運営については、交通政策審議会令第8条第1項及び第2項並びに運営規則第2条から第7条まで、第8条第2項及び第9条の規定を準用する。この場合において、これらの規定(運営規則第8条第2項を除く。)中「審議会」とあるのは「小委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、運営規則第8条第2項中「分科会」とあるのは「小委員会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「鉄道部会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年 月 日から施行する。

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則</p> <p>(準用規定)</p> <p>第4条 <u>鉄道部会の議事の手続きその他鉄道部会の運営については、交通政策審議会運営規則（以下「運営規則」という。）第2条から第7条及び第9条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「鉄道部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>小委員会の議事の手続きその他小委員会の運営については、交通政策審議会令第8条第1項及び第2項並びに運営規則第2条から第7条まで、第8条第2項及び第9条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（運営規則第8条第2項を除く。）中「審議会」とあるのは「小委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、運営規則第8条第2項中「分科会」とあるのは「小委員会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「鉄道部会」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成22年 月 日から施行する。</u></p>	<p>交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則</p> <p>(議事)</p> <p>第4条</p> <p>小委員会の議事については、<u>交通政策審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定の「会長」とあるものは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。</u></p>

○参照条文

交通政策審議会令

(議事)

第8条 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 (略)

交通政策審議会運営規則

(会議の招集)

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

(書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員および当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第

三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第8条 (略)

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。